別記様式9

農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定による利害関係人の意見聴取のため、公衆の縦覧に供する。

なお、当該土地に係る利害関係人は、当該土地の利用権の設定等について、縦覧期間の満了の日までに高知県農業公社理事長に対して、意見書を提出することができる。

令和 8年 11月10日

農地中間管理機構
公益財団法人高知県農業公社

１　農用地利用集積等促進計画の概要

申請年度・番号		賃借権の設定をする農用地	地番	設定期間
8年	第10号	香美市土佐山田町山田字ウリウタ	1119-1	5年

２　縦覧期間・方法
　　令和8年11月10日（火）から令和8年11月17日（火）まで
　　機構ホームページに掲載

３　意見聴取の期間・提出方法
　　縦覧の期間中
　　郵送（書留郵便、配達記録便に準じるもの）または持参とし縦覧期間満了日までに必着のこと

４　意見書の提出先
　　780-0850　高知市丸ノ内1丁目7-52
　　公益財団法人高知県農業公社

５　意見聴取の対象となる利害関係人
　　利害関係人とは、機構が賃借権の設定等を行う農用地等のある地区（大字、集落）において、借受等を希望する者及び当該地区の実情を熟知する者（集落の代表者等）のことをいいます。